

毎月勤労統計調査地方調査月報

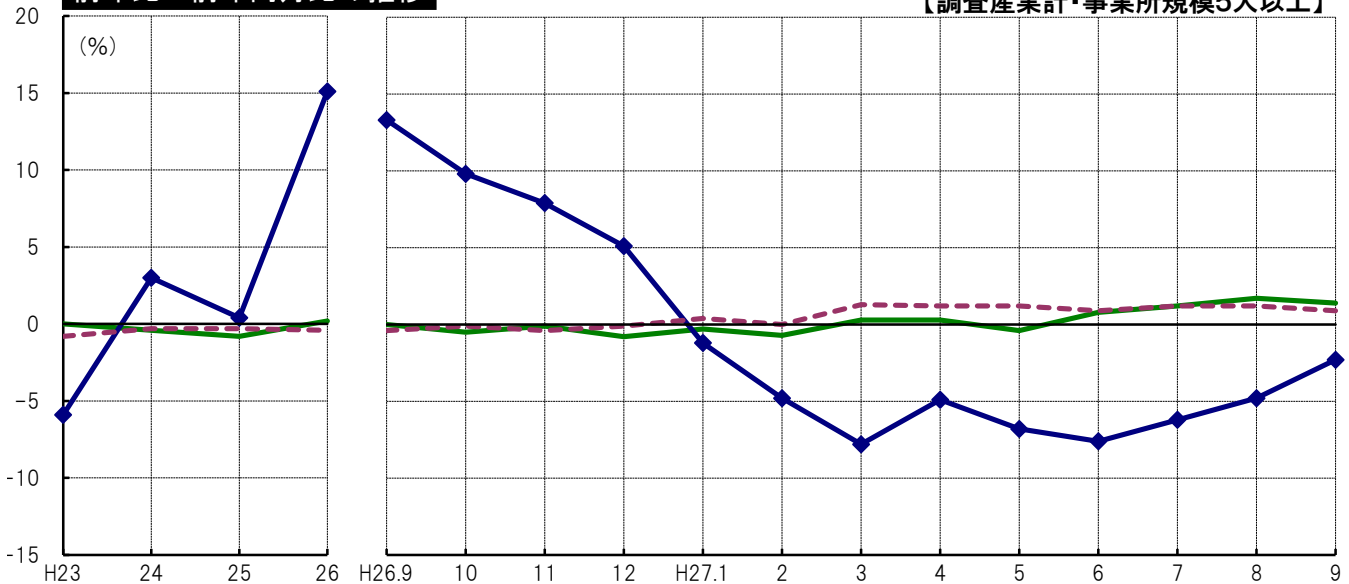
(基幹統計 毎月勤労統計調査地方調査結果 神奈川県)

平成27年9月分(速報)

本県の状況		事業所規模5人以上		(前年同月比)
¥ 給与の動き	きまって支給する給与	269,861 円	1.4%	4か月連続の増加
🕒 労働時間の動き	所定外労働時間	11.7 時間	-2.3%	9か月連続の減少
👤 雇用の動き	常用労働者数	2,706 千人	0.9%	7か月連続の増加

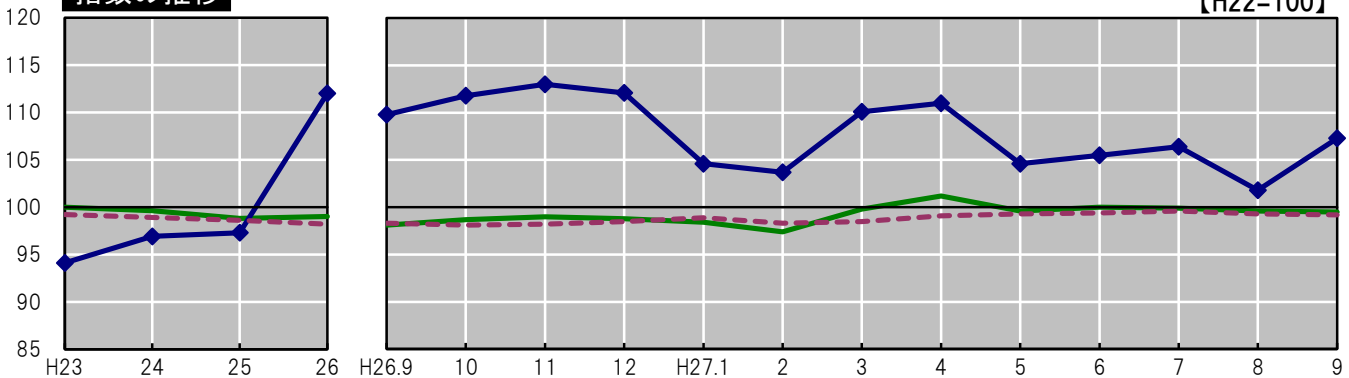
前年比・前年同月比の推移

【調査産業計・事業所規模5人以上】



指数の推移

【H22=100】



— きまって支給する給与 —◆— 所定外労働時間 - - - 常用労働者数

[平成27年11月発行]

目 次

毎月勤労統計調査とは	1
------------	---

結果の概要

事業所規模5人以上	4
事業所規模30人以上	5
全国の結果(参考)	6

統計表

第 1 表 事業所規模別状況	7
第2-1表 産業、性別常用労働者の1人平均月間 現金給与額(事業所規模5人以上)	8
第2-2表 産業、性別常用労働者の1人平均月間 現金給与額(事業所規模30人以上)	9
第3-1表 産業、性別常用労働者の1人平均月間 出勤日数及び実労働時間数(事業所規模5人以上)	10
第3-2表 産業、性別常用労働者の1人平均月間 出勤日数及び実労働時間数(事業所規模30人以上)	11
第4-1表 産業、性別常用労働者数及び労働異動率(事業所規模5人以上)	12
第4-2表 産業、性別常用労働者数及び労働異動率(事業所規模30人以上)	13
第5-1表 産業、一般・パートタイム労働者別実数表(事業所規模5人以上)	14
第5-2表 産業、一般・パートタイム労働者別実数表(事業所規模30人以上)	15
第6-1表 産業別名目賃金指数(現金給与総額)	16
第6-2表 産業別実質賃金指数(現金給与総額)	17
第6-3表 産業別名目賃金指数(きまって支給する給与)	18
第6-4表 産業別実質賃金指数(きまって支給する給与)	19
第7-1表 産業別労働時間指数(総実労働時間)	20
第7-2表 産業別労働時間指数(所定内労働時間)	21
第7-3表 産業別労働時間指数(所定外労働時間)	22
第 8 表 産業別常用雇用指数	23

毎月勤労統計調査とは

1 調査の目的

統計法に基づく基幹統計であり、雇用、給与及び労働時間について毎月の神奈川県における変動を明らかにすることを目的としています。

2 調査の対象

日本標準産業分類にいう鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)に属し、常時 5 人以上の常用労働者を雇用する事業所のうち厚生労働大臣の指定する約 1,400 事業所について調査を行っています。なお、神奈川県では鉱業、採石業、砂利採取業の対象事業所が少ないため統計各表から削除しています。

①第一種事業所(常用労働者 30 人以上)… 調査対象事業所数 約 800
(郵送調査またはインターネット調査)

②第二種事業所(常用労働者 5~29 人) … 調査対象事業所数 約 600
(調査員調査またはインターネット調査)

3 主要調査事項の定義

現金給与額

「現金給与総額」とは、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の総額のこと、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額です。

「きまって支給する給与」とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規定等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことで、所定外給与(超過労働給与)を含みます。

「所定内給与」とは、「きまって支給する給与」のうち所定外給与(超過労働給与)以外のものをいいます。

「所定外給与(超過労働給与)」とは、所定の労働時間を超える労働(超過労働)に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことです。

「特別に支払われた給与」とは、ボーナス、差額追給分、3か月を超える期間で算定される手当などです。

実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことです。休憩時間は、給与が支給されると否とにかかわらず除かれますが、いわゆる手待ち時間は含めます。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めません。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計です。

「所定内労働時間」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことです。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間のことです。

出勤日数

調査期間中に労働者が実際に労働した日数のことです。有給でも事業所に出勤しない日は出勤日数にはなりません、1時間でも就業すれば出勤日となります。

常用労働者数

次のいずれかに該当する労働者のことです。

- ①期間を決めず、または1か月を超える期間を決めて雇われている者。
- ②日々または1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者。
- ③重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支給を受けている者。
- ④事業主の家族でその事業所に働いている人のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。

パートタイム労働者

常用労働者のうち、次のいずれかに該当する労働者のことです。

- ①1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。
- ②1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

労働異動率

「入職(離職)率」とは、採用、転勤等(解雇、退職、転勤等)により、増加(減少)した常用労働者数を前月末常用労働者数で除したものです。

4 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告をもとにして本県の規模 5 人以上のすべての事業所に
対応するよう復元して算定したものです。

5 表を利用する上での注意

- ①「製造業」のうち「E一括」は産業中分類の木材・木製品製造業(家具を除く)、その他製造業、なめし革・
同製品・毛皮製造業をまとめたものです。
- ②本月報中の常用労働者全体の給与額や労働時間等の前年同月比は、構成比率が変化するため、
必ずしも一般労働者とパートタイム労働者の中間値にはなりません。
- ③「－」は該当数値がないものです。
- ④「×」は調査事業所又は調査企業数が少ないため、表章不可のものです。

お 知 ら せ

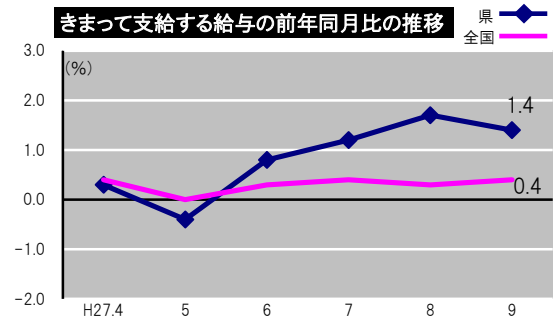
- 1 本報告は平成 19 年 11 月改定の日本標準産業分類に基づき公表を行っています。
- 2 前年比は対前年増減率(%）、前年同月比は対前年同月増減率(%）、前年同月差は対前年
同月差(日又はポイント)を掲載しています。
- 3 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しま
せん。
- 4 事業所規模 30 人以上の第一種事業所については、2～3 年毎に抽出替えを行っており、平
成 24 年の経済センサス-活動調査の結果に基づき平成 27 年 1 月分調査で抽出替えを実
施しました。調査結果に時系列的連続性を持たせるため、新旧調査結果のギャップを過去に
遡って修正し、指数及び前年同月比を算出しています。
- 5 指数及び前年同月比については、新たに提出された調査票を加え集計することにより、遡っ
て改訂を行うことがあります。
- 6 厚生労働省の全国調査の結果発表日の繰り下げに伴い、平成 27 年6月分の結果報告より
全国の結果の数値は速報値を掲載しています。

本県の状況

給与の動き	きまって支給する給与	1.4%	4か月連続の増加
労働時間の動き	所定外労働時間	-2.3%	9か月連続の減少
雇用の動き	常用労働者数	0.9%	7か月連続の増加

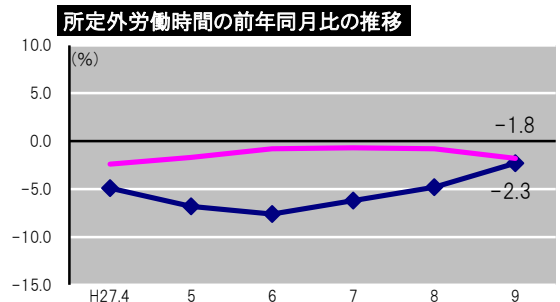
¥ 給与

	(1人平均月間)	(前年同月比)
現金給与総額	277,461 円	2.3%増
・一般労働者	370,776 円	1.6%増
・パートタイム労働者	100,994 円	2.3%増
きまって支給する給与	269,861 円	1.4%増
所定内給与	248,507 円	1.3%増
所定外給与	21,354 円	—
特別に支払われた給与	7,600 円	—



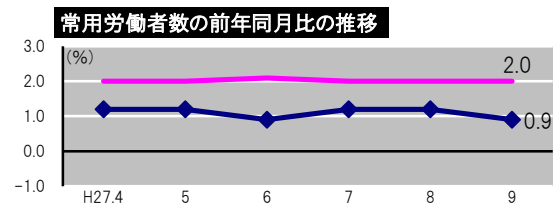
🕒 労働時間

	(1人平均月間)	(前年同月比)
出勤日数	17.6 日	-0.1日*
総実労働時間	138.3 時間	0.3%増
・一般労働者	167.1 時間	0.4%減
・パートタイム労働者	83.7 時間	同水準
所定内労働時間	126.6 時間	0.4%増
所定外労働時間	11.7 時間	2.3%減
・製造業の所定外労働時間	16.1 時間	3.6%減



👤 雇用

	(前年同月比)
常用労働者数	2,706 千人 0.9%増
・一般労働者	1,771 千人 3.7%増
・パートタイム労働者	935 千人 4.0%減
パートタイム労働者比率	34.5 % -1.8ポイント*



*:前年差

表 I 産業別対比表(事業所規模5人以上)

%:前年同月比

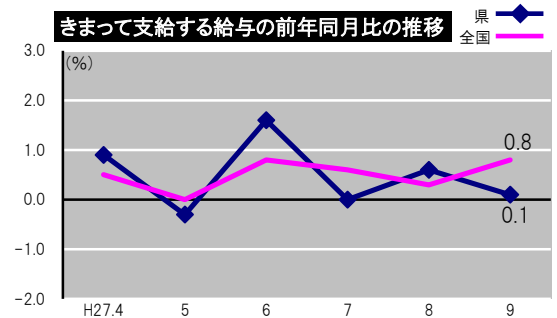
調査産業計	現金給与総額		きまって支給する給与		総実労働時間		所定外労働時間		常用労働者数	
	円	%	円	%	時間	%	時間	%	千人	%
調査産業計	277,461	2.3	269,861	1.4	138.3	0.3	11.7	-2.3	2,706	0.9
建設業	357,547	3.0	356,917	5.8	174.1	-4.7	12.6	-22.8	131	0.4
製造業	379,320	3.8	364,388	2.0	157.9	-1.7	16.1	-3.6	422	3.2
電気・ガス・熱供給・水道業	487,217	-0.9	487,217	-0.9	143.0	-4.9	12.1	-23.4	11	-20.0
情報通信業	386,705	-7.7	381,874	-6.3	169.4	4.1	22.0	-1.8	101	-1.5
運輸業, 郵便業	284,940	1.4	271,723	-2.9	170.8	0.4	28.1	0.5	213	-3.0
卸売業, 小売業	209,914	-0.5	203,541	0.3	126.2	2.0	7.0	-1.2	459	-0.8
金融業, 保険業	337,037	8.6	321,497	8.1	133.2	5.6	10.8	31.5	72	-0.4
不動産業, 物品賃貸業	324,523	8.2	307,968	3.7	147.3	-5.5	14.1	-5.7	46	0.8
学術研究, 専門・技術サービス業	420,289	1.8	414,943	2.6	150.8	0.5	13.3	-6.2	111	1.1
宿泊業, 飲食サービス業	112,391	8.3	111,759	8.5	89.5	1.4	4.6	33.4	237	-2.8
生活関連サービス業, 娯楽業	207,633	4.5	202,263	3.6	144.5	2.5	11.2	25.5	106	2.1
教育, 学習支援業	307,174	7.6	298,399	5.6	114.8	2.8	8.3	80.5	181	10.8
医療, 福祉	244,336	-0.8	241,468	-1.6	123.3	1.9	4.8	-14.9	348	2.0
複合サービス事業	382,295	11.8	341,526	-0.1	144.3	-1.6	9.6	2.0	11	0.3
サービス業	246,028	1.5	239,435	0.5	143.4	-1.7	12.3	-12.5	256	1.2

本県の状況

給与の動き	きまって支給する給与	0.1%	2か月連続の増加
労働時間の動き	所定外労働時間	3.6%	2か月連続の増加
雇用の動き	常用労働者数	1.6%	7か月連続の増加

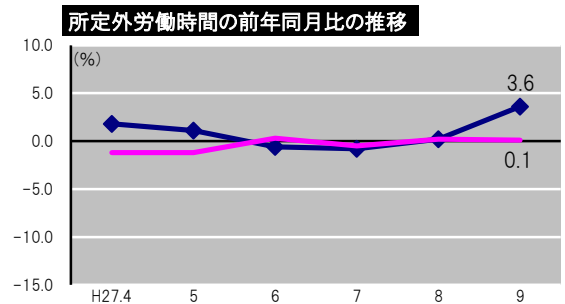
¥ 給与

	(1人平均月間)	(前年同月比)
現金給与総額	307,562 円	0.7%増
・一般労働者	387,042 円	0.7%増
・パートタイム労働者	114,765 円	1.2%増
きまって支給する給与	300,156 円	0.1%増
所定内給与	274,989 円	0.1%増
所定外給与	25,167 円	—
特別に支払われた給与	7,406 円	—



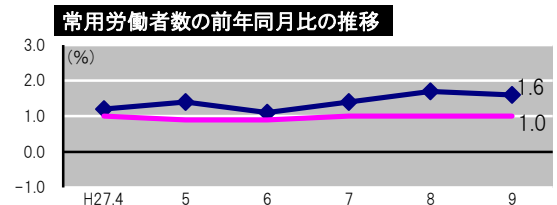
🕒 労働時間

	(1人平均月間)	(前年同月比)
出勤日数	17.9 日	-0.2日*
総実労働時間	143.0 時間	0.4%減
・一般労働者	164.3 時間	0.4%減
・パートタイム労働者	91.2 時間	0.5%増
所定内労働時間	129.6 時間	0.7%減
所定外労働時間	13.4 時間	3.6%増
・製造業の所定外労働時間	17.2 時間	3.3%減



👤 雇用

	(前年同月比)
常用労働者数	1,727 千人 1.6%増
・一般労働者	1,224 千人 3.6%増
・パートタイム労働者	504 千人 3.3%減
パートタイム労働者比率	29.2 % -1.4ポイント*



*:前年差

表Ⅱ 産業別対比表(事業所規模30人以上)

%:前年同月比

調査産業計	現金給与総額		きまって支給する給与		総実労働時間		所定外労働時間		常用労働者数	
	円	%	円	%	時間	%	時間	%	千人	%
調査産業計	307,562	0.7	300,156	0.1	143.0	-0.4	13.4	3.6	1,727	1.6
建設業	396,512	0.8	395,162	4.0	162.7	-10.3	14.1	-23.8	56	2.5
製造業	399,993	3.3	383,923	1.7	159.4	-1.4	17.2	-3.3	333	2.1
電気・ガス・熱供給・水道業	522,427	1.4	522,427	1.5	146.3	-4.0	13.6	-22.7	9	-22.4
情報通信業	400,629	-3.9	394,958	-3.2	168.2	3.3	23.8	2.4	86	-2.5
運輸業, 郵便業	285,971	2.3	269,676	-3.2	166.1	4.1	26.9	26.4	168	-1.8
卸売業, 小売業	213,073	-4.3	209,220	-2.0	122.4	-4.3	6.9	-7.7	211	-0.5
金融業, 保険業	336,087	6.8	326,989	8.9	134.0	7.9	12.7	54.3	47	-2.9
不動産業, 物品賃貸業	321,580	-10.5	313,305	-12.2	139.8	-8.7	10.5	-27.0	22	-6.0
学術研究・専門・技術サービス業	449,876	-4.7	444,054	-4.7	154.4	-3.3	14.2	-11.1	81	-0.6
宿泊業, 飲食サービス業	126,299	12.7	124,842	13.6	96.4	5.6	6.3	75.5	100	-2.1
生活関連サービス業, 娯楽業	216,263	-5.7	206,890	-6.9	145.7	1.0	12.3	4.8	53	8.9
教育, 学習支援業	361,539	8.4	354,271	7.2	124.2	2.7	9.9	87.1	138	15.6
医療, 福祉	286,313	-2.1	284,792	-2.1	137.2	1.6	6.4	-6.9	215	2.5
複合サービス事業	402,511	4.1	402,054	3.9	147.7	2.7	10.7	28.2	3	-5.5
サービス業	233,590	0.3	232,207	0.7	141.1	-1.8	12.2	-7.3	205	2.3

事業所規模5人以上

区 分	調査産業計		製 造 業	
	実 数	前年同月比 %	実 数	前年同月比 %
現金給与総額 (円)	265,527	0.6	308,561	0.7
きまって支給する給与 (円)	259,535	0.4	302,184	0.3
所定内給与 (円)	240,538	0.4	269,925	0.0
所定外給与 (円)	18,997	1.4	32,259	2.4
特別に支払われた給与 (円)	5,992	14.0	6,377	33.0
出勤日数 (日)	18.6	-0.2	19.6	0.0
総実労働時間 (時間)	143.5	-0.9	163.9	0.6
所定内労働時間 (時間)	132.8	-0.9	147.9	0.6
所定外労働時間 (時間)	10.7	-1.8	16.0	1.2
常用労働者数 (千人)	48,013	2.0	8,035	0.6
一般労働者数 (千人)	33,463	1.5	6,895	0.0
パートタイム労働者数 (千人)	14,550	3.3	1,139	5.1
入職率 (%)	1.77	0.05	0.91	-0.19
離職率 (%)	1.84	0.05	1.05	-0.04

事業所規模30人以上

区 分	調査産業計		製 造 業	
	実 数	前年同月比 %	実 数	前年同月比 %
現金給与総額 (円)	295,933	0.7	326,859	0.6
きまって支給する給与 (円)	289,333	0.8	319,918	0.0
所定内給与 (円)	265,028	0.8	282,601	-0.3
所定外給与 (円)	24,305	1.4	37,317	3.0
特別に支払われた給与 (円)	6,600	3.0	6,941	34.7
出勤日数 (日)	18.6	-0.2	19.3	0.0
総実労働時間 (時間)	146.9	-0.8	164.5	0.8
所定内労働時間 (時間)	134.3	-0.8	146.9	0.9
所定外労働時間 (時間)	12.6	0.1	17.6	0.6
常用労働者数 (千人)	27,628	1.0	6,011	0.3
一般労働者数 (千人)	20,641	0.3	5,307	-1.0
パートタイム労働者数 (千人)	6,987	3.3	704	12.4
入職率 (%)	1.43	0.05	0.84	-0.07
離職率 (%)	1.64	0.04	1.04	-0.01

(注)出勤日数、入職率及び離職率は、前年同月差(日又はポイント)です。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課

(詳細については、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)を参照してください。)

毎月勤労統計調査の

集計結果は各方面で活用されています！

主な利用状況

内閣府の「月例経済報告」(閣議報告)や「景気動向指数」などの

景気判断資料

雇用保険や労災保険の保険給付額の算定資料

企業の経営判断や賃金、労働時間などの

労働条件決定の際の資料

政府の労働政策審議会、中央最低賃金審議会、社会保障審議会などの

各種審議会の資料

民事事件や交通事故などの

逸失利益補償額等の算定資料



毎月勤労統計調査に御回答をお願いいたします



神奈川県

統計センター人口・労働統計課 電話(045)313-7214・7215(直通) FAX(045)313-7210
横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター 5階 〒221-0835
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6777/>